

第2章 独立行政法人、特殊法人及び公益法人による融資等業務

公的主体による融資等業務は、前章の政府系金融機関によるもののほか、独立行政法人、特殊法人（政府系金融機関以外のもの。本章において以下同様）及び公益法人によっても行われている。政策金融を専門に行う政府系金融機関と比べると、これらの法人による融資等の規模は相対的に小さいが、その融資等業務により民間金融を補完し、あるいはその肥大化によって民業圧迫が生じるおそれがあるなどの民間金融に対する影響や政策金融としての役割に関する問題点は、これらの法人による融資等においても同様に有している。そのため、政策金融の在り方を考える上では、政府系金融機関のみならず、これらの法人による融資等業務についても対象とすべきである。

これらの法人については、これまでも行政改革の一連の流れの中で、特殊法人等改革などを経て、事業・組織の見直しが行われてきたところであるが（【補論 2-1】【補論 2-2】）、今般の政策金融改革においても、政府系金融機関の組織改編と合わせて、これらの法人の融資等業務の在り方について見直されることとなっている。さらに、独立行政法人については、融資等業務の見直しとともに、平成 18 年度以降に初めて中期目標期間が終了する法人について組織・業務の在り方が検討されることとなる。

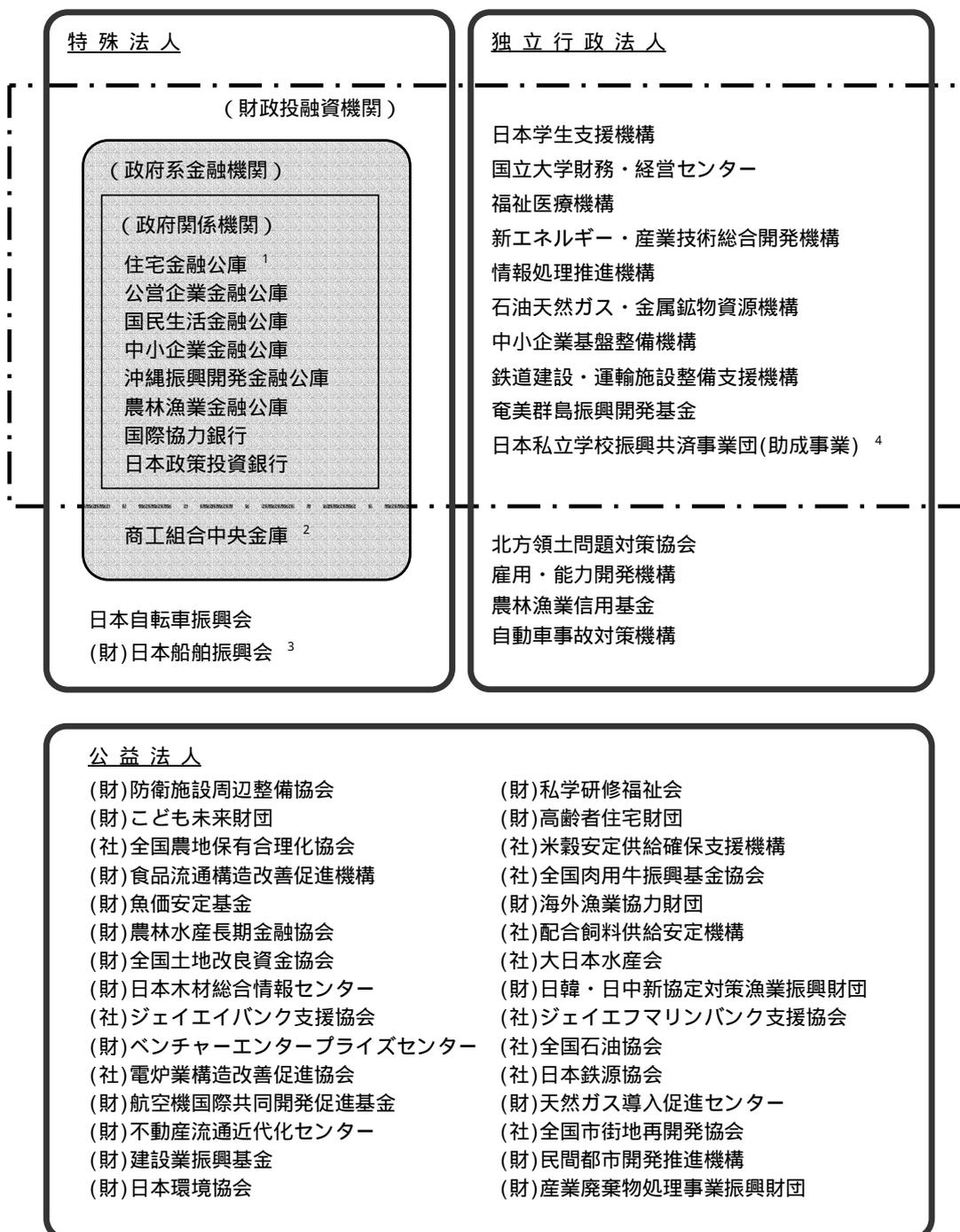
そこで本章では、こうした法人による融資等業務の現状を概観するとともに、その中でも特に融資規模が大きい独立行政法人について、財源構成を含めた融資の実態と総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における融資等業務の見直しの視点（中間報告）を踏まえた上で、これらの法人による融資等業務の在り方について考える。

2 - 1 政府系金融機関の 1 割強に相当する融資規模

独立行政法人、特殊法人及び公益法人による融資等業務は、今般の政策金融改革において平成 18 年度中に見直しを行うこととされており、その対象となる法人¹は、図表 2-1 のとおりである。

¹ 行革法では、政策金融改革を今後推進すべき行政改革における重点分野の一つとして位置付けており、政策金融改革については、政策金融機関の組織改編のほか、次の ~ に該当する融資等業務の在り方を平成 18 年度中に見直すことが定められている。独立行政法人のうち、平成 18 年度から平成 20 年度までの間に初めて中間目標の期間が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務、特殊法人のうち、現行政策金融機関等以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務、公益法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

図表 2-1 政策金融改革の対象となる融資等業務を行う独立行政法人等



- 住宅金融公庫は、平成 19 年 4 月に独立行政法人化される予定である。今回の政策金融改革の対象外であるが、政府関係機関であるため掲載。また、同公庫への財政投融资は、平成 16 年度末までに直接融資向けが終了しており、平成 17 年度からは災害復興住宅融資と証券化支援事業向けのみとされている。
- 商工組合中央金庫は、平成 18 年度において財政投融资の対象外とされている。
- モーターボート競走法第 22 条の 2 の規定によって設置。財団法人であるが、特殊法人の性格を併せ持っており、特殊法人等改革基本法では特殊法人として扱われている。
- 日本私立学校振興共済事業団は、特殊法人改革の一環として共済類型法人として整理され、平成 15 年 10 月から、助成業務について独立行政法人に準じた管理手法が導入されている。

(出所) 行政改革推進事務局資料を基に作成

独立行政法人（日本私立学校振興共済事業団を含む。以下同様）が 14 法人、特殊法人が 2 法人、公益法人が 30 法人、合わせて 46 法人が対象となっている。このうち、独立行政法人については、日本学生支援機構を始めとする一部の法人が財政投融资機関となっており、後述するように法人が行う業務に対して財政投融资からの財政支出が行われている²。

各法人の融資等業務の内容は、本章末【参考図表】のとおりであるが、これらの法人による融資等の合計金額は、平成 16 年度末の残高ベースで、直接融資（貸付け）が 10 兆 4,447 億円、債務保証が 2,353 億円、保険引受³が 4 兆 973 億円、出資が 1,536 億円、利子補給が 168 億円となっている（図表 2-2）。融資等業務の中心となる直接融資についてみると、8 政府系金融機関（住宅金融公庫を除く）の同年度末の融資残高が 90 兆 1,551 億円⁴であるから、これらの法人による融資規模は、8 政府系金融機関による融資規模の 1 割強に相当する。

図表 2-2 独立行政法人、特殊法人及び公益法人による融資等業務
（平成 18 年度中に見直しの対象となる法人）

（平成16年度末）（百万円）

		貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給
独立行政法人等(14)	新規	2,077,549	58,527	798,334	53,735	3.1
	残高	10,173,553	96,803	4,097,310	125,324	3.1
特殊法人(2)	新規	50,924	-	-	-	-
	残高	161,429	-	-	-	-
公益法人(30)	新規	32,007	164,082	-	25,590	16,754.5
	残高	109,739	138,513	-	28,283	16,754.5
合計(46)	新規	2,160,480	222,609	798,334	79,325	16,757.6
	残高	10,444,721	235,316	4,097,310	153,607	16,757.6

(注1) 括弧内の数字は、対象法人数 (注2) 利子補給については実績額

(出所) 行政改革推進事務局資料を基に作成

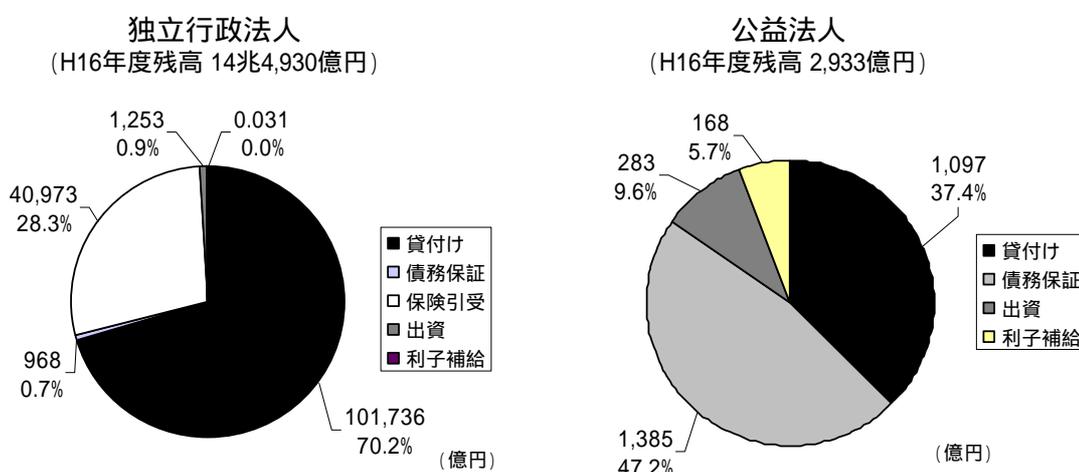
² 図表 2-1 において、10 の独立行政法人が財政投融资機関となっているが（平成 18 年 7 月現在）、このうち、融資業務に対する財源の一部に財政融資からの借入が含まれているのは、日本学生支援機構（第二種奨学金貸与）、国立大学財務・経営センター、福祉医療機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本私立学校振興・共済事業団の 5 法人である（詳細は後述）。

³ この保険引受は、農林漁業信用基金によって行われている業務であり、農林漁業者向けの信用補完制度の一部を構成している。詳細は 43～44 頁を参照。

⁴ 財務総合政策研究所『財政金融統計月報』（2005.7）における各機関の貸借対照表の貸付金を

また、法人の種類別にみると、こうした融資等のうち大部分を占めているのが独立行政法人によるものであるが、独立行政法人による融資等業務は、直接融資が7割を占め、残りの3割弱を保険引受が占めている（図表 2-3）。この保険引受は農林漁業信用基金 1 法人によるものであり、これを除くと、独立行政法人による融資等業務のほとんど全てが直接融資となっている。この点、公益法人の融資等の規模は独立行政法人の2%にしか及ばないが、公益法人では、債務保証が全体の半数弱を占め、次いで直接融資が4割弱となっている。なお、特殊法人については対象法人が2法人であるが、ともに直接融資のみとなっている。

図表 2-3 法人の種類別融資等業務の内訳



(出所) 行政改革推進事務局資料を基に作成

なお、このほか、今回の見直しの対象ではないが、新規受付等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっている融資等業務があり、各法人において債権等の管理業務が行われている。こうした融資等の合計残高は、平成 16 年度末で、直接融資が 4 兆 4,656 億円、債務保証が 6.2 億円、出資が 112 億円、利子補給が 4.7 億円となっている（図表 2-4）。なお、このうち大部分を占めているのが、旧年金資金運用基金による年金被保険者住宅等融資であるが（同年度末での貸付残高 4 兆 3,616 億円）、同基金の同融資については、特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成 17 年度末までに新規融資が廃止されており、平成 18 年 4 月以降、既往の融資債権の管理・回収業務が独立行政法人福祉医療機構において行われている。

積み上げた数字。国際協力銀行の ODA 貸付を含む。なお、第 1 章図表 1-2 で用いた貸付残高には、同貸付を含まないため、両者で数字が異なる。

図表 2-4 新規受付等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっている融資等

(平成16年度末残高) (百万円)

	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給
独立行政法人(7)	103,638	279	-	11,180	-
特殊法人(1)	4,361,568		-	-	-
公益法人(7)	368	337	-	-	465.1
合計(15)	4,465,574	616	0	11,180	465.1

(注1)平成16年度末で残高を有するもののみ掲載

(注2)括弧内の数字は、対象法人数

(注3)利子補給については実績額

(法人ごとの融資等残高)

(百万円)

法人名	貸付け	債務保証	出資	利子補給
(独)国際協力機構	14,642	-	428	-
(独)労働者健康福祉機構	10,370	-	-	-
(独)農畜産業振興機構		279	10,752	-
(独)農業者年金基金	6,500	-	-	-
(独)緑資源機構	703	-	-	-
(独)日本貿易振興機構	10,034	-	-	-
(独)環境再生保全機構	61,389	-	-	-
(特)年金資金運用基金	4,361,568	-	-	-
(財)残留農薬研究所	341	-	-	-
(社)農林水産航空協会	27	-	-	-
(社)プラスチック処理促進協会	-	34	-	-
(財)古紙再生促進センター	-	303	-	-
(財)石油産業活性化センター	-	-	-	5
(財)エルピーガス振興センター	-	-	-	0.1
(財)新エネルギー財団	-	-	-	460

(注)年金資金運用基金は、平成17年度末に解散し、同基金が行っていた年金被保険者住宅融資の債権管理・回収業務は独立行政法人福祉医療機構に承継されており、また年金積立金の管理・運用業務は年金積立金管理運用独立行政法人に引き継がれている。

(出所)行政改革推進事務局資料を基に作成

2 - 2 独立行政法人による融資等業務

本節では、これらの法人の中でも特に融資等の規模が大きい、独立行政法人の融資等業務についてみていく。

2-2-1 直接融資

独立行政法人による融資等業務のうち7割を占めるのが直接融資である。直接融資は、12の独立行政法人により行われており、平成16年度末残高で10兆

1,736 億円の融資が行われている（図表 2-5）。独立行政法人、特殊法人及び公益法人による直接融資の合計額のうち、97%が独立行政法人によるものとなっている。

図表 2-5 独立行政法人の直接融資実績

(単位:百万円、件)

法人名	事業名	平成16年度実績		期末残高		主な原資(原資が借入れ、出資のものはH16年度末残高)
		金額	件数	金額	件数	
北方領土問題対策協会	元島民等に対する生活資金貸付	649	205人	4,420	2,246人	民間借入金:5,182 利益剰余金
	元島民等に対する事業資金貸付	700	119人	1,367	241人	
日本学生支援機構	第一種奨学金貸与(無利子)	248,757	418,465	2,103,433	3,032,836	一般会計借入金:2,078,028 補助金 財投借入金:1,507,962 債券発行:203,000 利子補給金 補助金
	第二種奨学金貸与(有利子)	411,170	512,727	1,696,242		
国立大学財務・経営センター	国立大学法人等の施設整備等資金貸付(施設費)	54,404	39大学	54,404	39大学	財投借入金:54,404
	国立大学法人等の施設整備等資金貸付(設備費)					
福祉医療機構	福祉貸付	189,300	895	1,241,907	15,802	財投借入金:3,084,868 債券発行:95,020 政府出資金:5,534 財投借入金:162,193 債券発行:65,000 政府出資金:5,831
	医療貸付	266,500	677	2,099,890	8,091	
	年金担保貸付	239,779	210,824	219,062	309,484	
	労災年金担保貸付	6,042	3,665	5,337	5,144	
雇用・能力開発機構	財形持家融資貸付	128,401	5,785	833,349	63,654	(財形融資) 債券発行:772,400 民間借入金:131,600 補助金:702(16年度実績) 補助金:21(16年度実績)
	財形教育融資貸付	96	83	374	557	
	共同社宅用住宅融資	0	0	0	0	
	財形融資資金貸付	6,249	32	22,913	255	
	技能者育成資金貸付	1,431	2,824	12,038	107,128	
	就職資金貸付	21	177	64	573	
農林漁業信用基金	農業信用基金協会に対する貸付(保証業務資金)	19,982	310	49,583	510	政府出資金:54,467 政府交付金:8,214
	農業信用基金協会に対する貸付(農業経営改善促進資金業務資金)	1,198	68	1,197	68	
	漁業信用基金協会に対する貸付(保証業務資金)	18,864	314	27,440	507	政府出資金:34,532 民間出資金:1,757 政府出資金:17,056
	漁業信用基金協会に対する貸付(漁業経営改善促進資金業務資金)	777	6	616	6	
	林業経営基盤強化のための資金貸付	7,871	41	2,365	24	

(単位:百万円、件)

法人名	事業名	平成16年度実績		期末残高		主な原資(原資が借入れ、出資のものはH16年度末残高)
		金額	件数	金額	件数	
農林漁業信用基金 (続き)	農業共済団体等に対する貸付	8,328	30	1,788	16	政府出資金:3,800 民間出資金:1,800
	漁業共済団体に対する貸付	17,199	36	10,948	28	政府出資金:2,860 地方公共団体出資金:1,438 民間出資金:1,523
	林業者への資金融通のための資金の農林漁業金融公庫等への寄託	3,190	2	26,986	39	-
石油天然ガス・金属鉱物 資源機構	備蓄石油等購入資金の貸付	315,794	43	314,603	290	民間借入金:314,602
	共同石油備蓄会社等への資金貸付			842		財投借入金:444 債券発行:401
	金属鉱物の国内探鉱資金貸付			2,871		政府出資金:18,201の内数
	金属鉱物の海外探鉱資金貸付			136		
	鉱害防止資金貸付(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)			3,595		
	鉱害防止資金貸付(鉱害防止事業基金拠出金分)			3,005		6,601
	鉱害負担金資金貸付					
中小企業基盤整備機構	高度化貸付	18,671	33	686,235	2,009	政府出資金:968,850
鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	内航海運活性化融資	52,905	1	52,905	1	民間借入金:52,905
自動車事故対策機構	交通遺児等貸付	344	1,461	15,861	33,367	政府借入金:17,396
	不履行判決等貸付					
	一部立替貸付(後遺傷害保険金)					
	一部立替貸付(保障金)					
奄美群島振興開発基金	貸付	1,681	160	11,664	1,739	政府出資金:8,401 地方公共団体出資金:5,027 特別転貸債:2,890
日本私立学校振興・共済 事業団	学校法人等の施設整備等資金貸付(一般施設費)	57,247	162	588,506	3,852	財投借入金:186,678 債券発行:25,000 共済長期勘定借入金: 364,340
	学校法人等の施設整備等資金貸付(教育環境整備費)			3,760		
	学校法人等の施設整備等資金貸付(災害復旧費)			11,329		
	学校法人等の施設整備等資金貸付(公害対策費)			2,182		
	学校法人等の施設整備等資金貸付(特別施設費)			60,340		

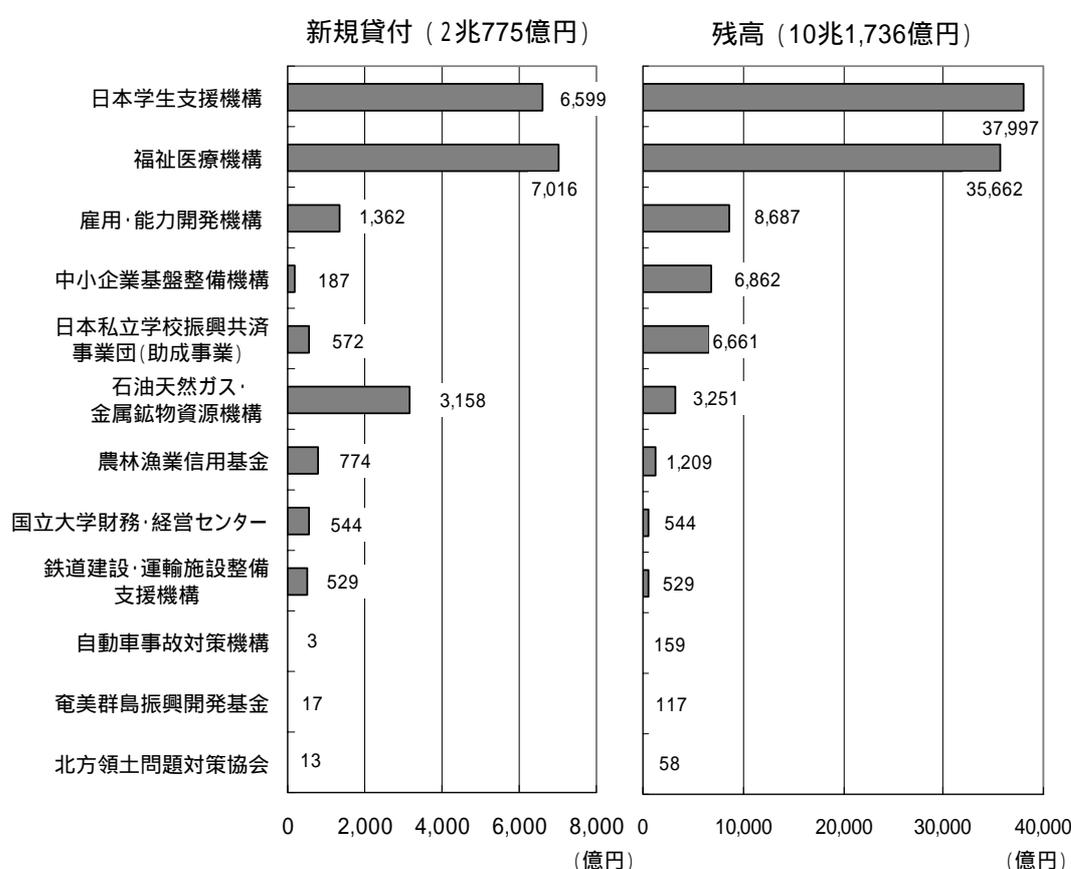
(注1)シャドー部分は、財源の一部に財投借入金(財政融資からの借入)が含まれている融資

(注2)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱物の探鉱資金貸付)、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金には、産業投資特別会計(財政投融資制度の一部)からの出資が行われている。

(出所)行政減量・効率化有識者会議資料(平成18年4月26日)を基に作成

法人ごとの融資規模を残高ベースで確認すると、日本学生支援機構（平成 16 年度末貸付残高 3 兆 7,997 億円）と福祉医療機構（同 3 兆 5,662 億円）が大きく、両者の融資で独立行政法人の融資全体の 7 割を占める。次いで、雇用・能力開発機構（同 8,687 億円） 中小企業基盤整備機構（同 6,862 億円） 日本私立学校振興共済事業団（助成事業）（同 6,661 億円） 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（同 3,251 億円）などとなっている（図表 2-6）。

図表 2-6 独立行政法人による直接融資額（平成 16 年度末）



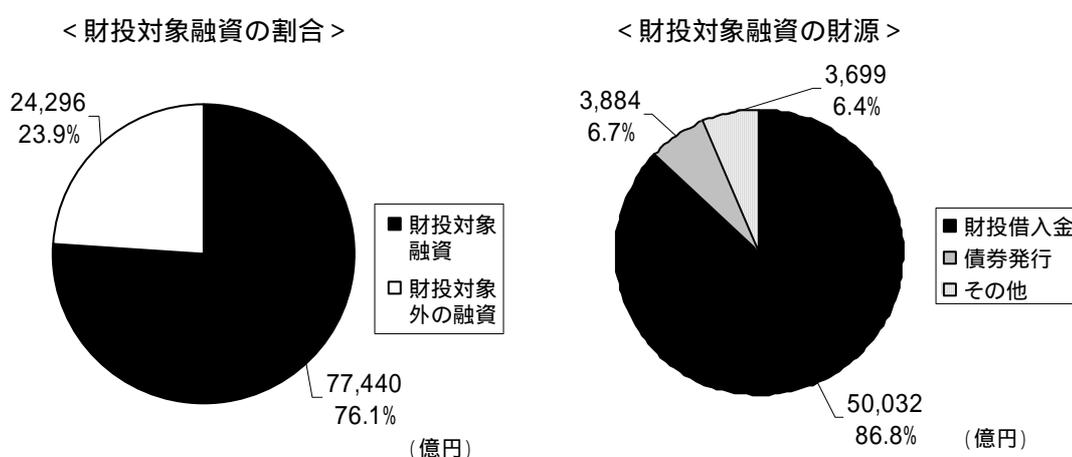
(出所) 行政改革推進事務局資料を基に作成

ここで、独立行政法人が行う直接融資の財源をみると、図表 2-5 のとおり、財投借入金、政府出資金、政府交付金など多様であるが、独立行政法人の直接融資を財源から大別すると、財投借入金を財源に含む融資、つまり財政投融資の対象とされている融資と対象外の融資がある⁵。財政投融資の対象とされてい

⁵ 本章では、議論の簡略化のため、財政投融資機関が行う融資のうち、産業投資からの出資が行われている融資（石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱物の探鉱資金貸付）と奄美群島振興開発基金の融資）と、財政融資及び産業投資からの財政支出が行われていない融資（中小企

る融資には、日本学生支援機構が行う第二種奨学金貸与（有利子）⁶や福祉医療機構が行う福祉医療貸付等があるが（図表2-5のシャドー部分）残高ベースで、独立行政法人が行う直接融資全体のうち76%を占める。さらに、財政投融資の対象融資についてその財源構成をみると、財投借入金が87%、債券発行が6.7%となっており、その大部分を財政投融資に依存している（図表2-7）。

図表2-7 独立行政法人が行う直接融資のうち財政投融資の対象とされる融資の割合とその財源



(出所)行政減量・効率化有識者会議資料を基に作成

ここで、財政投融資とは、受益者負担を求めべき政策分野や自助努力が期待される政策分野等において、利用者の負担等をもって、原資とされる有償資金の返済に充てる仕組みによって政策実現を図るものである。基本的には有償資金を財源とし⁷、利払いが必要とされるため、財政投融資の対象事業には、公益性に加えて、資金の回収可能性の高さや採算性が求められるものと考えられ、この点が税や補助金等の無償資金を財源とする場合と異なる。

政策金融の分野については、政府系金融機関が行う融資や独立行政法人が行う融資の一部が財政投融資の対象とされているが、そうした財政投融資の対象融資については、有償資金であることを根拠に、基本的には元金等の返済が可

業基盤整備機構と鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資)については、財政投融資の対象外に含める。

⁶ 日本学生支援機構が行う奨学金貸与には、第一種と第二種の2つがある。第一種奨学金は特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与され、第二種奨学金は、第一種奨学金より緩和された基準によって選考された者に貸与されるものである。

⁷ ただし、財政投融資の対象事業であっても、利用者の負担軽減等のため、補助金等の無償資金が財源の一部に使われている場合がある。

能となる採算性などが求められるものと考えられる。つまり、独立行政法人が行う財政投融资対象の融資については、例えば、金利設定に当たって借入元である財政融資資金の借入金利等の影響を受けるなど、融資条件について収支の見合いからの制約を受けるという点では、政府系金融機関と同様の立場に置かれている。そうした中で、独立行政法人が政府系金融機関とは別に融資を行う意義は、当該政策分野に関する専門性等に求められよう。ただし、そうした専門性の高い融資を行う必要がある一方で、融資を複数の法人に担わせ、細分化することにより、人件費等の間接コストが高くなるというマイナス面がある。行政の効率化が求められる中で、専門性と効率化のバランスをいかに図っていくかが問題となる。

一方、独立行政法人が行う融資の中には、前述のような財政投融资対象の融資のほかに、政府出資金や政府交付金等の無償資金が主な財源とされているものがある。そうした融資については、資金の償還の必要性がないことから、必ずしも回収可能性の高さや採算性を求める必要がなく、無利子や超低利での融資という政策的配慮が行われた融資が可能となっている（図表 2-8）。

そうした無利子や超低利での融資は、有償資金を財源とする政府系金融機関で行うことは難しく、独立行政法人が行う余地が生じるものであるかもしれない。しかし、政策金融があくまで民間金融を補完するものであることを考えると、市場原理によらない金融は限定的に行われるべきである。また、そうした融資の中には、一般債権又は正常先債権以外の債権の比率が高いものもみられる。一般的に、無償資金を財源とする場合には、融資の非効率化を生じさせやすいため、財政規律を確保する仕組みを設けることが重要である。

図表 2-8 独立行政法人が行う融資条件等

法人名	事業名	一般債権又は正常先債権以外の債権の比率(%)	引当金の比率(%)	主な条件等
北方領土問題対策協会	元島民等に対する生活資金貸付	2.9	2.4	[利率]無利息～3.0%、[期間]5年以内～30年以内、 [額]更生資金は限度額120万円(特認250万円)。住宅新築資金は所要額の8割以内で限度額2,300万円
	元島民等に対する事業資金貸付			[利率]1.35%～1.7%、[期間]3年以内～15年以内、 [額]所要額の8～9割以内(経営資金を除く)で、限度額は個人に対しては3,000万円、法人に対しては4,000万円
日本学生支援機構	第一種奨学金貸与(無利子)	1.2	3.8	[利率]無利子、[期間]最長20年で返還(据置6ヶ月)、 [額]21,000円～122,000円/月 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	第二種奨学金貸与(有利子)	0.2	1.8	[利率]1.0%(平成18年3月貸与分)財政融資資金の借入金利及び、日本学生支援債券の発行金利の加重平均金利を適用)上限3%(在学中は無利子)、[期間]最長20年で返還(据置6か月)、[額]30,000円～130,000円/月

法人名	事業名	一般債権又は 正常先債権以外 の債権の比率 (%)	引当金の比率 (%)	主な条件等
国立大学財務・経営センター	国立大学法人等の施設整備等資金貸付(施設費)	0.0	0.0	【利率】財政融資資金25年借入金金利 【期間】25年以内(据置5年) (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	国立大学法人等の施設整備等資金貸付(設備費)	0.0	0.0	【利率】財政融資資金10年借入金金利 + 0.2% 【期間】10年以内(据置1年) (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
福祉医療機構	福祉貸付	1.9	0.3	【利率】財政融資資金借入金金利と同率、財政融資資金借入金金利 + 0.1%、財政融資資金借入金金利 + 0.2%及び財政融資資金借入金金利 + 0.5%。【期間】20年以内(据置期間2年以内)、【額】限度額あり
	医療貸付			【利率】財政融資資金借入金金利と同率、財政融資資金借入金金利 + 0.5%。【期間】25年以内(据置期間3年以内)、【額】限度額あり
	年金担保貸付	0.1	0.1	【利率】財政融資資金借入金金利 + 1.0%。【期間】4年以内(据置期間なし)、【額】10～250万円以内
	労災年金担保貸付	1.9	1.4	【利率】0.6%(財政融資資金借入金金利が0.6%を上回る場合は当該金利)、【期間】4年以内(据置期間なし)、【額】10～250万円以内
雇用・能力開発機構	財形持家融資貸付	0.1	0.1	【利率】1.88%(平成18年4月現在)、【期間】35年以内、【額】一戸当り財形貯蓄残高の10倍以内(最高限度額4,000万円)
	財形教育融資貸付			【利率】2.43%(平成18年4月現在)、【期間】10年以内(最長4年の元金据置)、【額】財形貯蓄残高の5倍以内(最高限度額450万円)
	共同社宅用住宅融資			【利率】1.88%(平成18年4月現在)、【期間】35年以内、【額】一戸当り最高限度額4,000万円
	財形融資資金貸付	0.0	0.0	【利率】1.88%(平成18年4月現在)、【期間】沖公(10年以内)、国共済(住宅の新築・新築住宅購入資金25年以内)その他資金(15年以内)、地共済(15年以内)、【額】沖公、国共済及び地共済からの借入申込みの額
	技能者育成資金貸付	18.5	39.6	【利率】第1種:無利子、第2種:年3%、【期間】16年以内
	就職資金貸付	63.4	99.1	【利率】無利子、【期間】20か月以内
農林漁業信用基金	農業信用基金協会に対する貸付(保証兼務資金)	0.0	0.0	【利率】「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(日銀作成)の利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率(ただし、3%(2%)を超える場合にあっては3%(2%))(注)()内は、短期資金、【期間】長期資金2年以内、短期資金:6か月以内
	農業信用基金協会に対する貸付(農業経営改善促進資金業務資金)			【利率】原則年1%、【期間】1年以内
	漁業信用基金協会に対する貸付(保証兼務資金)	0.0	0.0	【利率】「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(日銀作成)の利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率(ただし、3%(2%)を超える場合にあっては3%(2%))(注)()内は短期資金、【期間】長期資金2年以内、短期資金:3か月以内(3か月延長有)

法人名	事業名	一般債権又は 正常先債権以 外の債権の比 率(%)	引当金の比 率(%)	主な条件等
農林漁業信用基金 (続き)	漁業信用基金協会に 対する貸付(漁業経営 改善促進資金業務資 金)	0.0	0.0	[利率]原則年1%、[期間]1年以内
	林業経営基盤強化のた めの資金貸付	0.0	0.0	[利率]原則年1%、[期間]長期資金5年以内、短期資金: 1年以内
	農業共済団体等に対 する貸付	0.0	0.0	[利率]年0.4%~年1.275%の範囲で設定、 [期間]1年以内
	漁業共済団体に対する 貸付	0.0	0.0	[利率]年1.375%(短期プライムレート基準)、 [期間]1年以内
	林業者への資金融通の ための資金の農林漁業 金融公庫等への寄託	-	-	[対象]農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
石油天然ガス・金属鉱物資 源機構	備蓄石油等購入資金 の貸付	0.0	0.0	[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 0.452%:平成17年4月28日)、[期間]10年以内(3年以内 据置)
	共同石油備蓄会社等 への資金貸付			[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 2.259%:平成17年12月末現在加重平均)、[期間]財政融 資13年以内(5年以内据置)、石油債券10年以内(3年以 内据置)
	金属鉱物の国内探鉱 資金貸付	0.0	0.0	[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 1.6%:平成17年12月末現在)、[期間]7年以内(2年以内 据置)
	金属鉱物の海外探鉱 資金貸付	0.0	0.0	[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 1.6%:平成17年12月末現在)、[期間]15年以内(5年以内 据置)
	鉱害防止資金貸付(使 用済特定施設鉱害防 止工事及び坑廃水処 理事業分)	1.5	0.3	[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 1.65%:平成17年12月末現在)、[期間]使用済特定施設 鉱害防止工事分:15年以内(2年以内据置)、坑廃水処理 事業分:5年以内(2年以内据置)
	鉱害防止資金貸付(鉱 害防止事業基金拠出 金分)			[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 1.8%:平成17年12月末現在)、[期間]15年以内(2年以内 据置)
	鉱害負担金資金貸付			[利率]市場金利動向その他の事由を勘案した率(年 1.8%:平成17年12月末現在、[期間]15年以内(2年以内 据置)
中小企業基盤整備機構	高度化貸付	32.8	21.2	[利率]0.8%又は無利子(災害等の場合)、[期間]20年以 内(据置3年以内)
鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	内航海運活性化融資	0.0	0.0	[対象]日本内航海運組合総連合会、[貸付利率]調達利 率+0.2%、[調達利率](17年度)割引短期国債(1年)募 入平均利回+0.30%、[期間]3年以内
自動車事故対策機構	交通遺児等貸付	29.0	17.0	[利率]無利子、[期間]義務教育終了、20年以内(据置期 間6月又は1年)
	不履行判決等貸付			[利率]年3%、[期間]10年以内(据置期間1年)

法人名	事業名	一般債権又は 正常先債権以 外の債権の比 率(%)	引当金の比 率(%)	主な条件等
自動車事故対策機構 (続き)	一部立替貸付(後遺障 害保険金)	29.0	17.0	[利率]無利子、[期間]保険金が支払われたとき又は支払 われないことが決定したときまで。
	一部立替貸付(保障 金)			[利率]無利子、[期間]補償金が支払われたとき又は支払 われないことが決定したときまで。
奄美群島振興開発基金	貸付	30.6	17.7	[対象]農林水産業、特産品(大島紬、焼酎等)、観光開 連産業等を営む事業者[利率]1.70～2.25%、[期間]1～ 15年(うち据置期間6月～7年)
日本私立学校振興・共済 事業団	学校法人等の施設整 備等資金貸付(一般施 設費)	14.9	0.8	(一般) [利率]財政融資資金20年借入固定金利+0.3%、 [期間]20年以内(2年以内据置)、 [融資率]80%以内 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	学校法人等の施設整 備等資金貸付(教育環 境整備費)			(校教具等) [利率]財政融資資金5年借入固定金利+0.3%、 [期間]5年6か月以内(6か月以内据置)、 [融資率]80%以内 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	学校法人等の施設整 備等資金貸付(災害復 旧費)			(一般災害) [利率]財政融資資金20年借入固定金利-0.4%、 [期間]20年以内(2年以内据置)、 [融資率]80%以内 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	学校法人等の施設整 備等資金貸付(公害対 策費)			[利率]財政融資資金20年借入固定金利と同率、 期間]21年以内(3年以内据置)、 [融資率]80%以内 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)
	学校法人等の施設整 備等資金貸付(特別施 設費)			(一般) [利率]財政融資資金20年借入固定金利+0.4%、 [期間]20年以内(2年以内据置)、 [融資率]80%以内 (主な条件等は平成17年度において適用したものである)

(注1)シャドー部分は、財源の一部に財投借入金(財政融資からの借入)が含まれている融資

(注2)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱物の探鉱資金貸付)、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金には、産業投資特別会計(財政投融資制度の一部)からの出資が行われている。

(出所)行政減量・効率化有識者会議資料(平成18年4月26日)を基に作成

2-2-2 保険引受

独立行政法人が行う融資等業務のうち、直接融資を除いた残りの大部分を占めるのが、農林漁業信用基金による保険引受である。

同基金が行う保険引受には、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会⁸が行う債務保証に対して保険を行う保証保険(いわゆる信用保険)と、農林中央金庫

⁸ 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会は、それぞれ農業者及び漁業者が金融機関等から資金融通を受ける際の保証業務を行っている。各協会が行う債務保証と、それに対する農林漁業信用基金が行う保険引受により、農業信用保険制度及び漁業信用保険制度を構成している。

や信用農業協同組合連合会等が行う融資について保険引受する融資保険（いわゆる債務保証）がある。

同基金の保険引受の実績は、平成16年度末残高で、農業保険（保証保険及び融資保険）が3兆8,812億円、漁業保険（同）が2,161億円であり、合わせて4兆973億円となっている（図表2-9）。

図表2-9 農林漁業信用基金の保険引受実績

（単位：百万円、件）

事業名	平成16年度実績		期末残高		主な条件等
	金額	件数	金額	件数	
保証保険 （農業近代化資金等）	665,919	117,915	3,881,212	1,412,422	【保険料率】年0.12～0.30%、【期間】農業者が融資機関から借り入れた農業近代化資金等の借入期間、【カバー率】農業信用基金協会が保証をした金額の70%、【上限】なし（ただし、基金協会の保証限度額の範囲内）
融資保険 （農業近代化資金等）					【保険料率】年0.14～0.53%、【期間】農業者等が融資機関から借り入れた農業近代化資金等の借入期間、【カバー率】貸付金の額の70%、【上限】なし
保証保険 （漁業近代化資金等）	132,415	7,144	216,098	24,454	【保険料率】年0.22～1.20%、【期間】中小漁業者等が融資機関から借り入れた漁業近代化資金等の借入期間、【カバー率】漁業信用基金協会が保証をした金額の70%（緊急融資資金、災害資金は80%）、【上限】なし
融資保険 （漁業近代化資金等）					【保険料率】年0.31～1.20%、【期間】中小漁業者等が融資機関から借り入れた漁業近代化資金等の借入期間、【カバー率】貸付金の額の70%（緊急融資資金については80%）、【上限】なし
合計	798,334	125,059	4,097,310	1,436,876	—————

（出所）行政減量・効率化有識者会議資料（平成18年4月26日）を基に作成

2 - 3 独立行政法人による融資等業務の見直し

独立行政法人が行う融資等業務については、政策金融改革の中で、平成18年度中に見直しが行われることになっている。その見直しに当たっては、今夏を目途に、政府において基本的な考え方が取りまとめられる予定であり、また総務省政策評価・独立行政法人評価委員会においても見直しの方針が取りまとめられる予定である。これに先立ち、同省同委員会から中間報告が4月24日に出されている（図表2-10）。

同報告によれば、独立行政法人が行う融資等業務の見直しについては、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、政府系金融機関

の見直しと同様に、「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)の趣旨を踏まえた見直しを行うことになっているが、その融資等業務の多様性に留意すべきであるとしている。

つまり、独立行政法人が行う融資等業務は、特定の関係者によって造成された資金等を背景に当該関係者等に対して融資等を行っているもの、融資等の対象に事業性・営利性がないなど、公益的見地から融資等が実施されているため基本的に民間金融機関との競合関係を生ずる可能性のないもの、以外のものがあり、に該当する業務であっても他の政策手段や他の機関の業務と連携をとって一体的に実施されるもの、リスクマネーに近いものなど様々なものがある。

このため、見直しに当たっては、基本方針を踏まえつつも、当該業務の位置付けや特性等をも考慮し個別の検討を行う必要があり、その際、対象分野の限定に関して、業務の特性から同方針をそのまま適用することが困難な場合には、同方針の検討の際に踏まえることとされた「(別添1)政策金融の対象分野に関する基準」(図表2-10)に立ち戻り、公益性及び金融リスクの評価等の困難性について検討を行うことが必要であるとしている。

また、同報告では、以上のような基本的な考え方を踏まえた上で、融資等業務の見直しに当たっては、共通的な見直しの視点、融資等業務の類型ごとの見直しの視点から見直しを行うことが必要だとしている。

まず、共通的な見直しの視点では、(1)国として行う政策の必要性、(2)政策目的達成のための金融的手法の必要性、(3)当該独立行政法人で行う必要性の3つの視点が示されている。(1)においては、独立行政法人が行う当該融資等業務について、国の政策目的実現のための必要性や民間金融機関での実施可能性などの観点からの見直しの必要性が示されている。また、(2)については、金融的手法が用いられるのは、融資等資金の回収がある程度見込まれ、場合によっては収益等も見込まれるためであるが、そうした金融機能が発揮されていないと考えられるものについては、他の手段(補助金等)との比較をした上で、金融的手法が適当であるかについて検討する必要があるとしている。さらに、(3)では、政策金融機関や公益法人などの類似の融資等業務を行っている機関との役割分担等の観点からの見直しの必要性について触れられている。

そうした共通的な見直しの視点に加えて、融資等業務の類型ごとの見直しの視点では、(1)出資、(2)直接融資、(3)債務保証、(4)利子補給の4つの融資等業務の類型についてそれぞれ見直しの視点が示されている。

図表 2-10 独立行政法人が行う融資等業務の見直しの視点（概要）

本資料は、「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの方針について（中間報告）」（別紙）を要約したものである

1. 基本的な見直しの考え方

独立行政法人が行う融資等業務については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、「政策金融改革の基本方針」(平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議)の趣旨を踏まえた見直しを行うこととなっている。

ただし、独立行政法人の融資等業務は、多様であることから、上記基本方針の適用が困難な場合には、「(別添 1) 政策金融の対象分野に関する基準」に立ち戻り、公益性及び金融リスクの評価等の困難性について検討を行う必要がある。

(参考)

† 「政策金融改革の基本方針」における基本原則

- (1) 政策金融の機能を 中小零細企業・個人の資金調達支援、 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、 円借款（政策金融機能と併せ持つ）に限定し、それ以外は撤退
- (2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減
- (3) 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備
- (4) 効率的な政策金融機関経営を追求

† 「(別添 1) 政策金融の対象分野に関する基準」(抜粋)

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の、の条件に該当する場合である。

公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する(社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する)場合

金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない(金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる)場合

(政策金融の活動領域)

公益性大

政策金融で行う必要なし

補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から厳格に検証

政策金融

- ・直接融資
- ・間接融資
- ・債務保証等

を選択

民間に委ねる

現状でも民間に委ねられている範囲

民間に委ねる

証券化などにより市場化を強力に進める

金融リスクの評価等の困難性大

2. 共通的な見直しの視点

1. 国として行う政策の必要性

法人に係る政策の重点を十分に勘案し、当該業務の実施が政策目的実現のために必要であるか

実績がないものや少ないものなどについては、個別に政策目的との関連を精査し、当該業務を継続する特段の理由があるかどうか

民間金融機関による業務実施の可能性を検討し、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人が行う融資等業務としては、これを廃止又は規模の縮減を図るべきものがないか

2. 政策目的達成のための金融的手法の必要性

実質的に金融機能が発揮されていないと考えられるものについては、政策目的達成の手段として現行の金融的手法を用いる理由を明らかにするとともに、他の手段と比較した上で、当該手法が適当であるかについて検討する必要がある。

3. 当該独立行政法人で行う必要性

政策金融機関、公益法人（信用保証協会等）など、類似の融資等業務を行っている機関との役割分担や、当該独立行政法人が実施する他の業務・政策との関連を明確化し、当該融資等業務を当該独立行政法人が実施することの優位性の有無・必要性・業務の範囲の見直しについて検討する必要がある。

特に、民間金融機関との競合関係が生ずる可能性のあるものについては、本来の金融的手法としての性格が強いものと考えられ、融資等業務を専門に行う他の機関との在り方について検討が必要である。

4. 業務運営の見直し（省略）

3. 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

1. 出資業務

出資は他の金融的手法と比べて、資金提供者（出資者）による関与の度合いやリスク負担の可能性が高くなることなどを勘案し、融資等他の金融的手法によって十分に目的が達成されない場合に行われるべき。こうした観点から、出資業務については、出資という手法の妥当性について検討し、廃止、他の手法への移行を含めた検討を行う必要がある。

2. 直接融資業務

民間金融機関の補完に徹するとともに、資産・債務のスリム化を図るため、個別の直接融資業務において、部分債務保証、証券化、間接融資等への切替えが可能であるか検討し、可能な限り直接融資から撤退する。

金利等の融資条件の設定に当たって、政策コストを最小限のものとする観点から、できる限りの確かな金融判断が可能となるような仕組みを検討することが必要。このため、貸付先の特性やリスクの程度を考慮して融資条件を弾力的に変える仕組みとする必要がある。

独立行政法人が行う直接融資に対し、他の機関から債務保証等が行われている場合には、当該独立行政法人が融資先から直接資金の回収ができていないかを把握し、当該債務保証等を行うことで融資先のモラルハザードを誘発する結果になっていないか点検する必要がある。

リスク評価を適切に行うとともに貸付金の回収率の向上を図る。

3. 債務保証等業務

被債務保証者等のモラルハザードの防止や逆選択の回避及び的確な金融判断発揮の観点から、保証割合等の引き下げ、中期的に収支が均衡するよう保証料等の適正化を図る余地がないか検討するとともに、審査の厳格化、回収率の向上などを債務保証等業務の収支の改善に資する検討を行う必要がある。

4. 利子補給

金融市場原理に基づく金利設定を超えてまで低利化を行う政策的必要性を検討しつつ、利子補給の対象となる融資等自体に民間金融機関のリスク評価が十分働いているかどうかを点検し、対象の見直し、利子補給の補給条件等の妥当性などの検討を行う必要がある。

（出所）総務省政策評価・独立行政法人評価委員会「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの方針について（中間報告）」（別紙「融資等業務の見直し」）を基に作成

2 - 4 横断的な見直しの必要性

独立行政法人、特殊法人及び公益法人による融資については、現在政府系金融機関の融資の1割強に相当する規模を有するが、今後、政府系金融機関による融資額の対GDP比半減が目標とされている中で、これらの法人の融資等についても、極力削減していくことが求められる。前掲の中間報告でも示されているように、政府系金融機関における見直しと同様に、これらの法人による融資等の見直しに当たっても、民業を補完するという政策金融の本来の役割に立ち戻って、融資等業務の必要性を検討していくことが重要である。しかし、政府系金融機関の見直しが組織横断的に行われたのに対して、独立行政法人等の見直しについては所管府省ごとの見直しであり、また削減のための具体的な数値目標もないため、削減に対するインセンティブは弱い。

また、独立行政法人等による融資等は、現在多数の法人により多様な融資等が行われている点に特徴があるが、そうした多様な融資等により、政府系金融機関の融資を専門性等の面から補完する役割がある一方で、独立行政法人、特殊法人、公益法人という法人制度の違いや、財政投融資の対象のものと対象外のものがあるなど、複数の制度にまたがっており、財源の流れなどが複雑で分かりにくいという問題がある。行政の効率化、財政再建が必要とされる中で、不透明な財政制度については極力改めていくべきだと考えられ、政策金融を専門に行う政府系金融機関が存在する中で、独立行政法人等が融資等を行う意義を改めて考える必要があるだろう。

例えば、独立行政法人による直接融資については、その7割以上が財政投融資の対象とされているが、こうした財政投融資対象の融資については、財投借入を主な財源とする資金調達の仕組みであることから、少なくとも金利等の融資条件の面では基本的に政府系金融機関との差異を出しにくい。独立行政法人により融資を行う意義は、融資審査等の際に必要とされる当該政策分野に関する専門性であると考えられるが、今後政府系金融機関が統合される中であって、独立行政法人の融資のみがそうした専門性のみを理由に分立した状況にあることを肯定するのは、難しいのではなからうか。また、無償資金を主な財源とする政策的に配慮された融資については、政府系金融機関では対応し難いと考えられるが、本来の金融機能を前提とすると例外的であり、また資金償還の必要性がないことから非効率な融資を生みやすく、極力限定するべきであろう。

独立行政法人等の融資等については、個別の融資等の見直しにとどまらず、以上のような財政の効率化等の観点からの制度の整理を行っていくことが必要である。

【参考図表】平成18年度中に見直しの対象となる融資等業務を実施している法人一覧

未定稿

独立行政法人等(平成18～20年度末に中期目標期間が終了する法人)

平成18年3月13日現在

(単位:百万円)(注2)

法人名 (注1)	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか、廃止又は廃止予定の業務
北方領土問題対策協会	北方地域の施政に関する特殊事情及びこれに基因する北方地域旧漁業権者等の特殊な地位等を踏まえた援護措置としての資金の融通	(1,349) 5,787	-	-	-	-	
日本学生支援機構	経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対する奨学金の貸与	(659,928) 3,799,675	-	-	-	-	
国立大学財務・経営センター (注5)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する施設整備のための資金の貸付け	(54,404) 54,404	-	-	-	-	
福祉医療機構	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金の貸付け等	(701,620) 3,566,196	-	-	-	-	
雇用・能力開発機構	財形貯蓄を行っている勤労者に対し、事業主等を通じた住宅資金及び教育資金の融資 経済的理由により公共職業訓練の受講が困難な訓練生に対する資金の貸付け	(136,198) 868,736	(0) 0	-	-	(0.1) 0.1	貸付け 21,226 債務保証 0
農林漁業信用基金	農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付等	(77,408) 120,921	(46,057) 47,555	(798,334) 4,097,310	-	-	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証 省エネルギー設備の設置・再生資源利用等に必要な資金借入に係る債務保証・利子補給 (貸付け及び出資業務については廃止)	-	(4,871) 7,109	-	-	(2) 2	貸付け 29,493 債務保証1,016 出資 6,282
情報処理推進機構	プログラムの開発等に必要な資金借入に係る債務保証 (出資業務については廃止)	-	(1,867) 2,286	-	-	-	出資 5,824
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証、非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証 民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等 我が国企業等による鉱害防止事業への融資	(315,794) 325,052	(2,685) 2,705	-	(44,203) 63,851	-	

法人名 (注1)	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか、廃止又は廃止予定の業務
中小企業基盤整備機構	共同化事業等を行う中小企業に対して地域政策の観点から踏まえた貸付けを診断・助言と一体となって行う都道府県等への資金供給 事業の共同化等の支援を行う3セクへの出資 各種法律に基づいた債務保証・出資など(利子補給については、過去の融資等に係る後年度負担)	(18,671) 686,235	(0) 24,031	-	(9,532) 61,473	-	貸付け 25,049 債務保証 1,999 出資 22,010 利子補給 176
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	内航海運暫定措置事業(日本内航海運組合総連合会が船舶建造事業者から建造船腹量に応じて納付させ、船舶解撤事業者に対して解撤船腹量に応じて交付する調整事業)に伴う資金の融資 民間が行う高度船舶技術に関する試験研究資金の借入れに係る利子支払資金の助成	(52,905) 52,905	(0) 0	-	-	(1) 1	貸付け 58,026
自動車事故対策機構	交通遺児、重度後遺障害者の家族である児童への生活資金の無利子貸付け等	(344) 15,861	-	-	-	-	
奄美群島振興開発基金 (注3)	奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所・居所を有する者が金融機関から貸付等を受ける際に金融機関に対して負担する債務保証 奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行等から資金の融通を受けることが困難な者への小口事業資金の貸付け等	(1,681) 11,664	(3,047) 13,117	-	-	-	出資 0
日本私立学校振興共済事業団 (助成事業) (注4)	学校法人等に対して、その設置する私立学校の校舎等の施設整備のための資金の貸付け	(57,247) 666,117	-	-	-	-	
合計		(2,077,549) 10,173,553	(58,527) 96,803	(798,334) 4,097,310	(53,735) 125,324	(3.1) 3.1	貸付け 133,794 債務保証 3,015 出資 34,116 利子補給 176

(注1) 融資等業務について、新規受付等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけを行っている法人を除く。また、平成17年度までに中期目標期間終了時の業務見直しを実施した法人を除く。

(注2) 数字は、上段()が平成16年度新規分(16年度に独法化した法人については、前身となる法人の分を含む。)、下段が平成16年度末残高(利子補給については実績額)である。また、「左記のほか、廃止又は廃止予定の業務」欄の数字は、平成16年度末残高(利子補給については実績額)である。

(注3) 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。

(注4) 日本私立学校振興・共済事業団においては、助成事業に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。

(注5) 国立大学財務・経営センターにおいては、上記に掲げる融資等業務のほか、旧国立学校特別会計からの承継債務償還業務を行っている。(平成16年度末残高:927,607百万円)

(参考)

上記のほか、以下の法人の融資等業務は、新規受付等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけとなっている。(()内は平成16年度末の残高)

外務省所管: 国際協力機構(貸付残高14,642百万円、出資残高428百万円)

厚生労働省所管: 労働者健康福祉機構(貸付残高10,370百万円)

農林水産省所管: 農畜産業振興機構(債務保証(求償権)残高279百万円、出資残高10,752百万円)、農業者年金基金(貸付残高6,500百万円)、緑資源機構(貸付残高703百万円)

経済産業省所管: 日本貿易振興機構(貸付残高10,034百万円)

環境省所管: 環境再生保全機構(貸付残高61,389百万円)

(出所) 行政改革推進事務局

特殊法人

平成18年3月13日現在

(単位:百万円)(注2)

法人名 (注1)	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給
日本自転車振興会	自転車に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け	(0) 414	-	-	-	-
(財)日本船舶振興会	モーターボートその他の船舶、船舶用機械及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け	(50,924) 161,015	-	-	-	-
合計		(50,924) 161,429	-	-	-	-

(注1)融資等業務について、既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけを行っている法人を除く。

なお、日本私立学校振興・共済事業団は、便宜上、独立行政法人として別途整理している。

(注2)数字は、上段()が平成16年度新規分、下段が平成16年度末残高である。また、新規受付け等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけの業務を除く。

(参考)

年金資金運用基金の貸付業務は、平成17年度末をもって廃止。その債権管理業務は平成18年4月に独立行政法人福祉医療機構に承継(平成16年度末残高4,361,568百万円)。

(出所)行政改革推進事務局

公益法人（法律に基づく又は国からの補助金等の交付を受けて融資等業務を実施しているもの）

平成18年3月13日現在（注1）

（単位：百万円）（注3）

法人名 （注2）	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか廃止又は廃止予定の業務
(財)防衛施設周辺整備協会	合衆国軍隊の公務外の不法行為による被害者の早期救済のため、合衆国政府からの補償金支払前に被害者に対し協会が所要の融資を無利子で行う際、金融機関から借り入れた融資原資に係る利息を補助金を運用した果実をもって補てん	-	-	-	-	(0.5) 0.5	
(財)私学研修福祉会	学校法人が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて行う老朽施設等の建替えに係る利子助成	-	-	-	-	(1,353) 1,353	
(財)こども未来財団	社会福祉法人等が行う地域児童健全育成施設の整備に関する借入に係る利子補給	-	-	-	-	(1.7) 1.7	
(財)高齢者住宅財団	バリアフリーリフォーム等のための高齢者に対する特別な融資に係る債務保証	-	(122) 255	-	-	-	
(社)全国農地保有合理化協会	農地保有合理化法人が認定農業者等に対して売り渡す農用地等を買入れるために要する資金に対する無利子貸付 農地保有合理化法人が認定農業者等に対してリースする農業用機械・施設を取得するために要する資金の無利子貸付 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業等の実施に必要な資金の借入に係る債務保証	(15,210) 26,742	(0) 33	-	-	-	貸付け 961
(社)米穀安定供給確保支援機構 (注4)	米穀生産者が、生産調整方針に基づき、米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金について無利子貸付 米穀の販売事業者が出荷事業者等から買い受ける米の代金や、販売事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等に係る債務保証	(0) 0	(694) 100,349	-	-	-	
(財)食品流通構造改善促進機構	食品流通の構造改善を緊急に実施し、流通機能の高度化を推進するため、設備購入資金の一部を食品販売業者に代わって、本法人が一時負担	(107) 351	(150) 257	-	-	-	
(社)全国肉用牛振興基金協会	肉用子牛価格の異常低落により、生産者積立金に不足が生じた場合に、都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し、生産者積立金の不足に伴い必要となる資金に充当するための資金等を貸付	(185) 2,606	-	-	-	-	

法人名	主な政策金融類似業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか廃止又は廃止予定の業務
(財)魚価安定基金	漁業者団体等が、共販体制を確立して魚価の低迷時に水産物を一定価格で買取り、一定期間保管し、消費地価格を配慮して放出する「水産物調整保管事業」を実施した際に生じる損失金や買取資金に対する貸付	(3,410) 2,999	-	-	-	-	
(財)海外漁業協力財団	海外漁場の確保と海外漁業協力事業とを一体的に推進するため、我が国漁業者等が海外漁業協力事業を実施するのに必要な資金の貸付 南太平洋水域に入漁する漁業者がその入漁に際し相手国に支払う入漁料に充当するため金融機関から借り入れた資金に係る利子の軽減を図るための利子補給	(4,741) 39,887	-	-	-	(2) 2	
(財)農林水産長期金融協会	認定農業者向けの農業経営基盤強化資金と農業近代化資金等について、利子助成金等の交付	-	-	-	-	(4,313) 4,313	
(社)配合飼料供給安定機構	飼料穀物備蓄対策事業で備蓄される飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)に関する備蓄用サイロ建設費に係る利子補給	-	-	-	-	(1) 1	
(財)全国土地改良資金協会	土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良区等に対する負担金の軽減と計画的償還の推進のため、土地改良区等の負担金償還の平準化のための利子補給	-	-	-	-	(9,701) 9,701	
(社)大日本水産会	合併・事業改革を行う認定漁協等の財務改善・事業改革の促進を図るため、必要な借入に係る利子助成	- (注5)	-	-	-	(27) 27	
(財)日本木材総合情報センター	木材の安定的な取引関係の確立を図るため、製材業者等の木材の買受に係る債務を保証	-	(0) 0	-	-	-	利子補給 189
(財)日韓・日中新協定対策漁業振興財団	新日韓漁業協定・新日中漁業協定の暫定措置水域等において、韓国・中国漁船との漁場競合の激化等により生じる経営圧力に対処するため、同水域で操業する漁業者及び漁協が借入れる資金に係る利子補給	-	-	-	-	(110) 110	
(社)ジェイエイバンク支援協会(注6)	JA・信連の信用事業の再編・強化のために行う優先出資、劣後ローン、利子補給等	(7,180) 10,160	(0) 534	-	(25,590) 28,283	(0) 0	
(社)ジェイエフマリンバンク支援協会(注6)	漁協系統信用事業の再編・強化のために行う優先出資、劣後ローン、利子補給等	(0) 1,000	(4,700) 4,700	-	(0) 0	(0) 0	

法人名	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか廃止又は廃止予定の業務
(財)ベンチャーエンタープライズセンター	中小ベンチャー企業が新技術・新商品等開発資金を金融機関から借入れる資金に係る債務保証	-	(0) 874	-	-	-	
(社)全国石油協会	揮発油販売業者が設備の近代化、転廃業の実施等のため借入れる資金に係る債務保証 揮発油販売業者が給油所以外の異業種に参入するために必要な資金、給油所の情報化・集約化等の構造改善対策事業を実施するために必要な資金の借入に係る利子補給	-	(2,812) 9,104	-	-	(44) 44	
(社)電炉業構造改善促進協会	電炉又は付帯設備の廃棄・休止、事業再構築、事業の革新(新しい生産方式の導入等)、環境・産業廃棄物処理対応に必要な資金に係る債務保証	-	(0) 63	-	-	-	
(社)日本鉄源協会	鉄スクラップ加工処理業において、放射性物質混入防止対応、環境・産業廃棄物処理対応等に係る資金の債務保証	-	(0) 0	-	-	-	
(財)航空機国際共同開発促進基金	航空機の国際共同開発に関して日本政策投資銀行からの融資に係る利子補給	-	-	-	-	(784) 784	
(財)天然ガス導入促進センター	地方都市ガス事業者が、天然ガスを導入することに伴って金融機関から借入れた資金に係る利子補給	-	-	-	-	(408) 408	
(財)不動産流通近代化センター	不動産業者団体及び事業協同組合等が行う不動産流通の円滑化に資する共同事業に必要な資金に係る借入等に係る債務保証	-	(0) 51	-	-	(0) 0	
(社)全国市街地再開発協会	市街地開発組合等による市街地再開発事業等に対する債務保証	-	(700) 720	-	- (注7)	-	
(財)建設業振興基金	建設業者団体、事業協同組合等が行う共同事業等に必要な資金に係る借入についての債務保証	-	(152,654) 12,255	-	-	(0.3) 0.3	

法人名	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか廃止又は廃止予定の業務
(財)民間都市開発推進機構	PFI選定事業者による公共施設の整備費用の一部に対する無利子貸付 都市再生に資する民間都市開発事業として公共施設の整備を行う場合の整備費用の一部に対する無利子貸付 都市再生に資する民間都市開発事業の施行に要する費用の一部について、都市再生ファンド投資法人を通じて出資又は社債等の取得	(1,174) 25994	(2,100) 2100	-	- (注7)	-	貸付け 72,239
(財)日本環境協会	市街地における土壌汚染対策及び地下水汚染対策に必要な日本政策投資銀行からの借入に係る利子助成	-	-	-	-	(9) 9	
(財)産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物処理業者等が、処理施設の近代化、高度化等を図るのに必要な借入金、特定施設に該当する処理施設を建設するのに必要な借入金に係る債務保証	-	(150) 7,218	-	-	-	
合計		(32,007) 109,739	(164,082) 138,513	-	(25,590) 28,283	(16,754.5) 16,754.5	貸付け 73,200 利子補給 189

(注1)各法人の事業内容等については、時期により変更があり得る。

(注2)融資等業務について、新規受付け等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけを行っている法人を除く。

(注3)数字は、上段()が平成16年度新規分、下段が平成16年度末残(利子補給については実績額)である。また、「左記のほか、廃止され又は廃止予定の業務」欄の数字は、平成16年度末残高(利子補給については実績額)である。

(注4)(社)米穀安定供給確保支援機構の債務保証は、予め定める保証限度額、保証期間の範囲内で反復継続して行われる借入等に対する保証である。

(注5)(社)大日本水産会については、平成17年度中に国の補助を受けて基金を造成し、平成18・19年度の2年間、新たな無利子貸付を実施する予定。

(注6)(社)ジェイエイバンク支援協会等が実施する出資等の業務は、組合の負担金により、信用秩序の維持等のために金融機関に対して行われる出資等であり、政策金融機関の業務とは異なる。

(注7)(財)民間都市開発推進機構、(社)全国市街地再開発協会は、平成17年度から新たに投資業務を開始。

(参考)

1. 上記のほか、以下の法人の融資等業務は、新規受付け等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけとなっている。(()内は平成16年度末の残高(利子補給については実績額))

・農林水産省所管:(財)残留農薬研究所(貸付残高341百万円)、(社)農林水産航空協会(貸付残高27百万円)

・経済産業省所管:(社)プラスチック処理促進協会(債務保証残高34百万円)、(財)古紙再生促進センター(債務保証残高303百万円)、

(財)石油産業活性化センター(利子補給額5百万円)、(社)日本タンナーズ協会(債務保証残高0円)、(社)日本皮革産業連合会(債務保証残高0円)、

(財)エルピーガス振興センター(利子補給0.1百万円)、(財)新エネルギー財団(利子補給額460百万円)

2.(財)公庫住宅融資保証協会が実施している団体信用保険については、平成17年7月に成立した独立行政法人住宅金融公庫支援機構法(機構法)に基づき、平成19年4月に同機構の発足にあわせて同機構に承継(平成16年度末残高45,410,693百万円)。なお、現時点では、当該団体信用保険は、関連する法令及び補助金のない、同協会の自主事業である。また、同じく独立行政法人住宅金融支援機構には、機構法に基づき、同協会の債務保証(平成16年度末残高49,753,112百万円)が承継され、当該保証債務について同機構は管理業務だけを行うこととなる(同協会は平成17年4月以降、新規の保証引き受けは行っていない。)

(出所)行政改革推進事務局